議長	
確認印	

## 定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会会議録

1	開会	令和 2 年 1 月 7 日 15:00
	閉 会	令和 2 年 1 月 7 日 16:11
2	場 所	委員会室
3	出席委員	欠席委員以外の全委員(計 12 名)
4	欠席委員	小林達信委員
5	出席要求者	なし
6	職務出席者	議長、議会事務局長、書記
7	付議事件	第1 要領等の制定案決定
		第2 今後の進め方
		その他

## 8 議事の経過

小峰由久副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ

委員長が進行

第1 要領等の制定案決定

①調査趣旨の決定について

委員長:事務局長から説明を求める。 (事務局長が資料に基づき説明する)

委員長:何か質疑はあるか。

(全委員異議なし)

委員長:内容のとおり決定する。

②委員会運営要領の決定について

委員長:事務局長から説明を求める。 (事務局長が資料に基づき説明する)

委員長:何か質疑はあるか。

七宮委員:証人の補佐人はどの範囲まで認められるのか。 事務局長:弁護士等とは弁護士やそれに準ずる有識者。

藤田委員:要領上の弁護士は委員会側なのか。

事務局長:委員会側の弁護士で、委員会の結果として今後告発等の手続きをする場合 を想定しているが予算的な制約もある。

鈴木(茂)委員:証人の基本的人権に係る部分については、開始前までに許可等を取 るべきである。

委員長:その他質疑がなければ、内容のとおり決定する。

日程第2 今後の進め方について

委員長: 資料のとおり証人尋問を実施したい。宮田秀利塙町長と元塙町役場職員の計3名で日程案は令和2年1月20日(月)。また詳細については資料のとおりであるが、何か質疑はあるか。

藤田委員:本件の告発者を証人としてはどうか。

委員長:検察から地検に書類送検された案件であり、告発者を証人にはできない。

鈴木(茂)委員:委員会の趣旨にそぐわないのではないか。

吉田(広)委員:告発理由を聞きたいとの町民の声もある。

鈴木(安)委員:今出てきている事案を調査するのが委員会の趣旨で、告発理由の調査は別件である。

吉田(広)委員:検察が捜査している内容に関する調査を行うのであれば、捜査結果 後でもいいのではないか。

鈴木(茂)委員:議会では調査する訳で捜査とは別物である。

藤田委員:告発者が何等かの証拠を持って告発しているなら、まずは告発者から聞い た方が早いのではないか。

委員長:告発者が誰であるかは公になっていないので難しい。

事務局長:本事案への関係者と委員会が認めれば招致も可能だが、仮にまったく関係 ない者となれば責任を問われる事となるため慎重に判断いただきたい。

吉田(克)委員:証言を求める事項は入札行為に関する事項とする方が望ましいのではないか。

委員長:そのように訂正したい。また関係記録書類について資料の3件を要求する。 証人尋問については委員長が代表質問を行う事とし、各委員から質問内容を収集する。 期限までに事務局まで提出するように。以上のように証人尋問を案のとおり実施して よいか。

(全委員異議なし)

委員長:案のとおり実施する。その他無ければこれで終了する。

副委員長閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会 委員長